

神奈川労働局発表
平成21年6月30日

平成21年6月30日
神奈川労働局労働基準部労働衛生課
(担当) 課長 齋藤 晃彦
労働衛生専門官 長久保 茂
(電 話) 045-211-7353
(FAX) 045-211-0048

平成20年度における過重労働に係る監督指導結果について

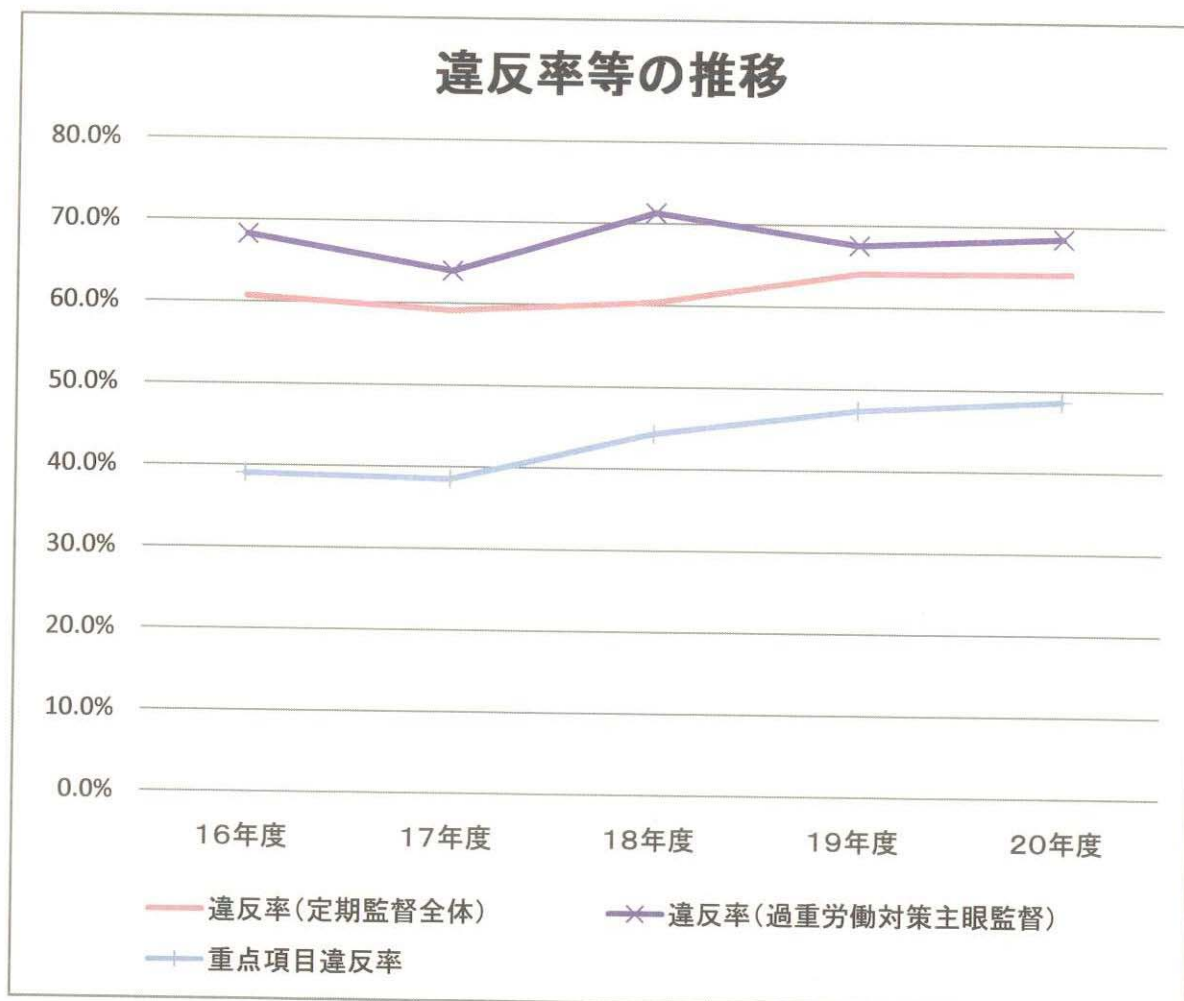
—— 2/3の事業場で法違反、労働時間・管理体制違反が目立つ ——

神奈川労働局(局長 森岡 雅人)管下12労働基準監督署は、平成20年度中に過重労働対策を主眼とする定期監督を471件実施したが、このうち法令違反が認められ是正を勧告した事業場は全体の2/3を超え、労働時間、衛生管理者選任等の重点項目に係る違反が認められた事業場も半数近くに達した(別紙参照)。

- 1 平成20年度中に実施した過重労働対策を主眼とする定期監督（以下、「主眼監督」という。）の実施件数は過去5年間で最多の471件で、このうち法令違反が認められ是正を勧告した事業場数は323件、違反率は平成18年度の71.4%に次いで高い68.6%となった。また、過重労働による健康障害を防止する上で順守が必須条件となる労働時間、定期健康診断等の重点項目に係る違反が認められた事業場数は229件で、重点項目違反率は過去5年間で最高の48.6%に達した（資料1）。
- 2 違反法条項別では、重点項目である労働時間に関する違反が圧倒的に多く、週40時間を超えるケース（労働基準法第32条第1項）の175件（37.2%）と、1日8時間を超えるケース（同法同条第2項）の71件（15.1%）を併せると、（1事業場について第1項及び第2項双方の違反が認められるケースもあるため）約半数の事業場で労働時間関係の違反が認められた。その他の重点項目違反では、衛生管理者選任（労働安全衛生法第12条第1項）の48件（10.2%）、衛生委員会設置（同法第18条第1項）の48件（10.2%）及び産業医選任（同法第13条第1項）の28件（5.9%）の管理体制に係る違反が目立ち、健康診断関係の違反が次いでいる（資料2）。
- 3 主眼監督と併せ、平成18年4月1日に改正施行された労働安全衛生法第66条の8及び第66条の9に基づく長時間労働者に対する医師による面接指導制度（参考）の実施状況について、378事業場を対象に調査した結果、長時間労働による健康障害の防止対策について衛生委員会等で調査審議を行っている事業場の比率は、未だ全体の半数程度に止まっており（50.5%）、医師による面接指導を申し出る労働者の比率も、1月当たりの時間外・休日労働時間数が100時間を超える労働者の場合でおよそ3/4（77.5%）、80時間を超え100時間以下の労働者の場合で約半分（52.3%）に止まっていることが明らかとなった（資料3）。

監督件数・違反率等の推移

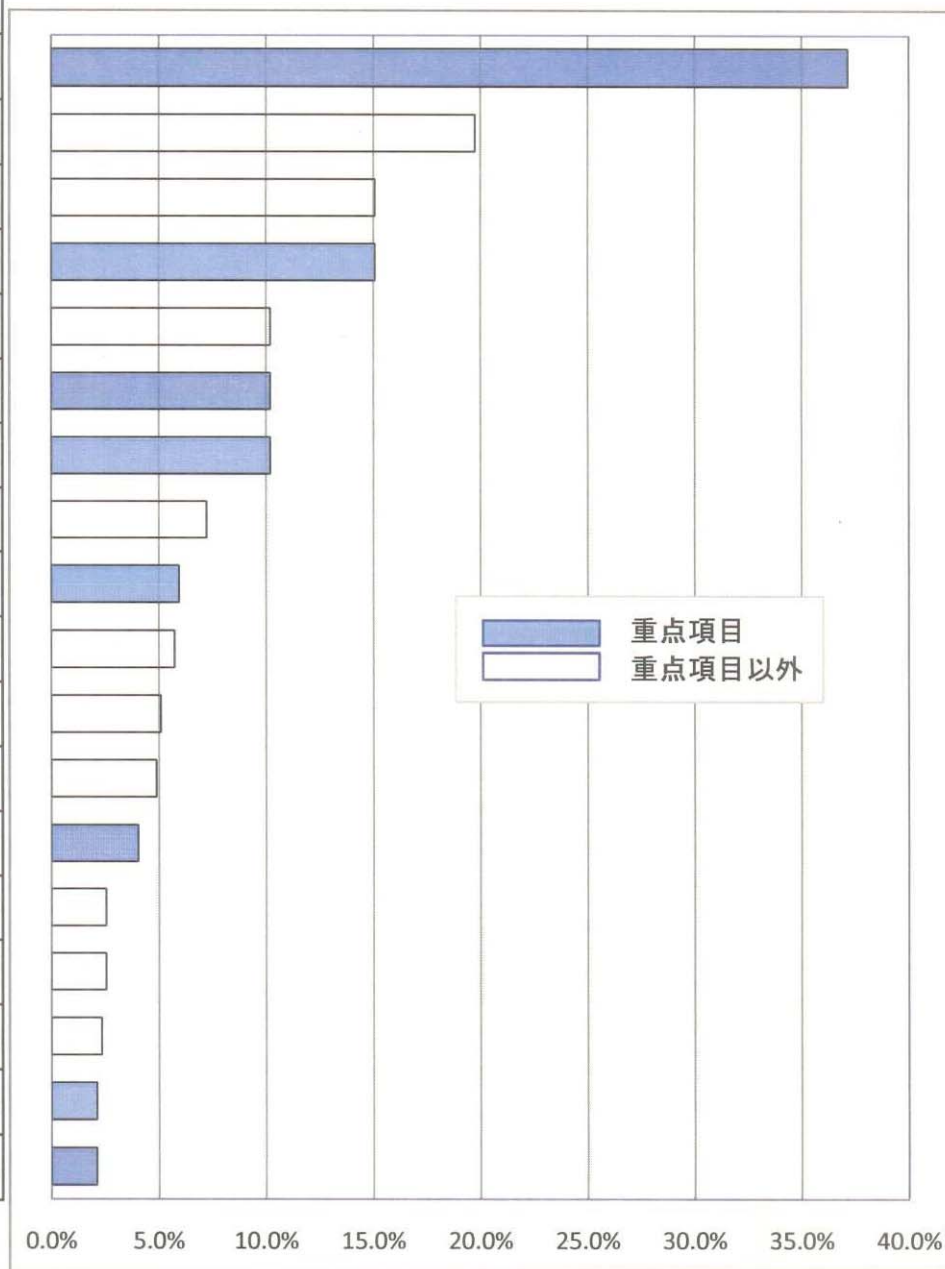
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	平均
定期監督全体	監督事業場数	6,030	6,134	5,836	5,718	5,153	5,774
	違反事業場数	3,662	3,627	3,524	3,668	3,309	3,558
	違反率	60.7%	59.1%	60.4%	64.1%	64.2%	61.6%
過重労働対策主眼監督	監督事業場数	205	322	185	287	471	294
	違反事業場数	140	206	132	194	323	199
	違反率	68.3%	64.0%	71.4%	67.6%	68.6%	67.7%
	重点項目違反事業場数	80	124	82	136	229	130
	重点項目違反率	39.0%	38.5%	44.3%	47.4%	48.6%	44.3%



主要条文別違反事業場数・違反率

条 文	違反事業場数	違反率
労基法32条1項 (労働時間(1週40時間))	175	37.2%
労基法37条1項 (時間外及び休日の割増)	93	19.7%
労基法89条1項 (作成及び届出の義務)	71	15.1%
労基法32条2項 (労働時間(1日8時間))	71	15.1%
労基法15条1項 (労働条件の明示)	48	10.2%
安衛法12条1項 (衛生管理者)	48	10.2%
安衛法18条1項 (衛生委員会)	48	10.2%
労基法108条 (賃金台帳)	34	7.2%
安衛法13条1項 (産業医等)	28	5.9%
労基法106条1項 (法令等の周知義務)	27	5.7%
労基法37条3項 (深夜の割増)	24	5.1%
安衛法100条1項[安衛則52条] (健康診断結果報告)	23	4.9%
安衛法66条1項[安衛則44条1項] (定期健康診断)	19	4.0%
労基法24条1項 (賃金の支払)	12	2.5%
安衛法100条1項[安衛則13条2項] (産業医の選任報告)	12	2.5%
安衛法100条1項[安衛則7条2項] (衛生管理者の選任報告)	11	2.3%
安衛法66条1項[安衛則45条1項] (特定業務従事者の健康診断)	10	2.1%
安衛法66条の4 (健康診断結果についての医師等からの意見聴取)	10	2.1%

主要条文別違反率



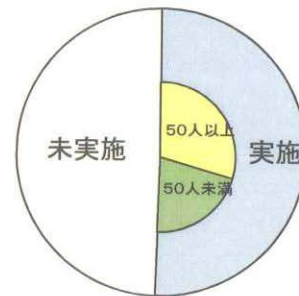
I 調査対象

調査対象事業場数は、総数で378事業場、このうち労働者数50人以上は183事業場(48.4%)で、調査対象労働者数は、総数で51,783人である。

II 調査結果

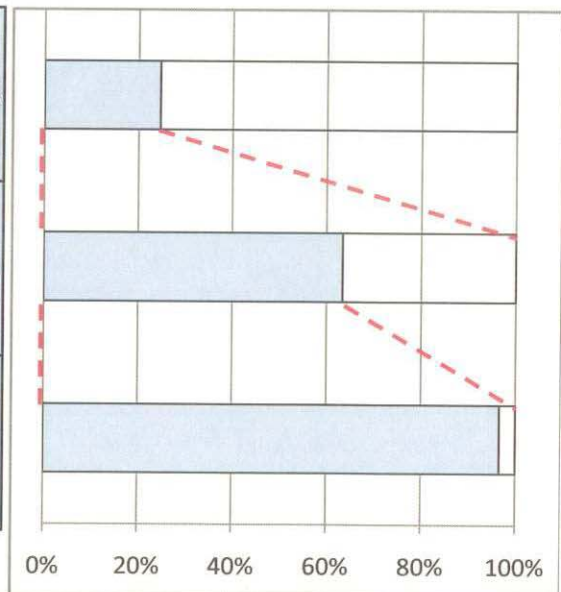
1 衛生委員会等において長時間労働による健康障害の防止を図るための対策樹立に関する
ことについて調査審議等を行っているか否か(労働安全衛生法第1項第4号(労働安全衛生規則第22条第9号)及び同法第23条の2)

調査審議等を行っている事業場数	全体	191	50.5%
	50人以上	112	61.2%
	50人未満	79	40.5%

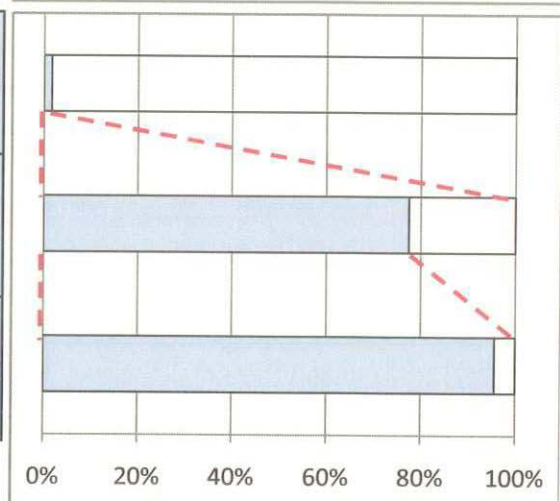


2 1月当たりの時間外・休日労働時間数が100時間を超える労働者に係る事項(労働安全衛生法第66条の8(労働安全衛生規則第52条の2乃至第52条の7))

1月当たりの時間外・休日労働時間数が100時間を超える労働を行わせた事業場数	93	24.6%
このうち、該当労働者が医師による面接指導を申し出た事業場数(事業場が申出有りとして取り扱った場合を含む。)	59	63.4%
このうち、面接指導を実施した事業場数	57	96.6%

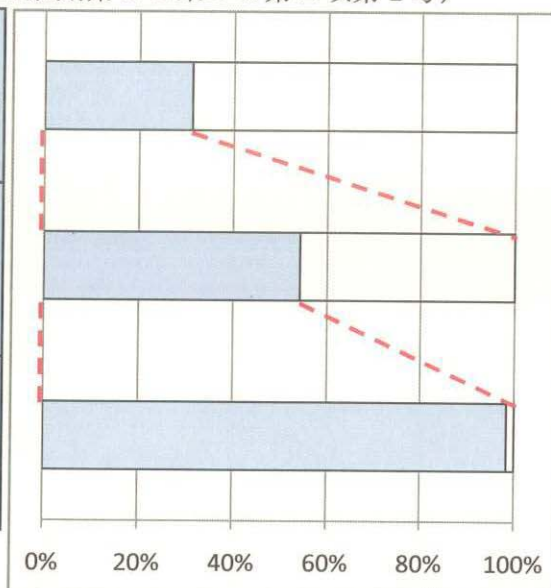


1月当たりの時間外・休日労働時間数が100時間を超える労働を行った労働者数	844	1.6%
このうち、医師による面接指導を申し出た労働者数(事業場が申出有りとして取り扱った場合を含む。)	654	77.5%
このうち、医師による面接指導を受けた労働者数	625	95.6%

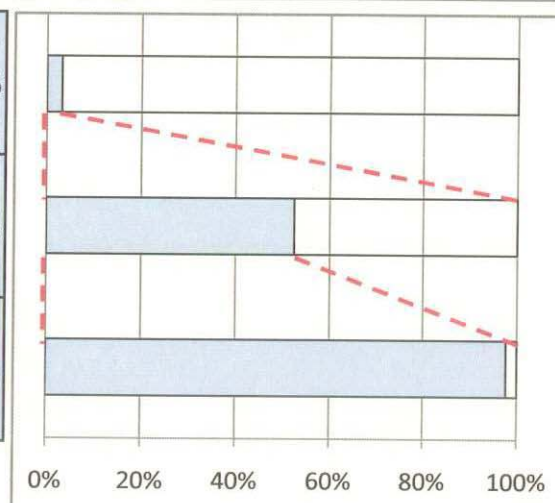


3 1月当たりの時間外・休日労働時間数が80時間を超え100時間以下の労働者に係る事項（労働安全衛生法第66条の9（労働安全衛生規則第52条の8第2項第1号））

1月当たりの時間外・休日労働時間数が80時間を超え100時間以下の労働を行わせた事業場数	118	31.2%
このうち、該当労働者が医師による面接指導を申し出た事業場数（事業場が申出有りとして取り扱った場合を含む。）	64	54.2%
このうち、面接指導を実施した事業場数	63	98.4%

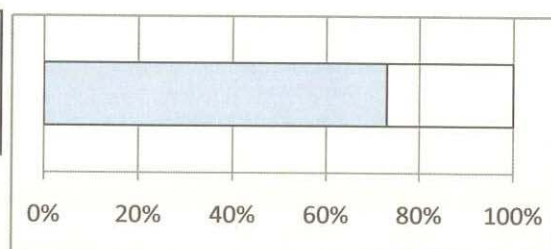


1月当たりの時間外・休日労働時間数が80時間を超え100時間以下の労働を行った労働者数	1,676	3.2%
このうち、医師による面接指導を申し出た労働者数（事業場が申出有りとして取り扱った場合を含む。）	876	52.3%
このうち、医師による面接指導を受けた労働者数	856	97.7%

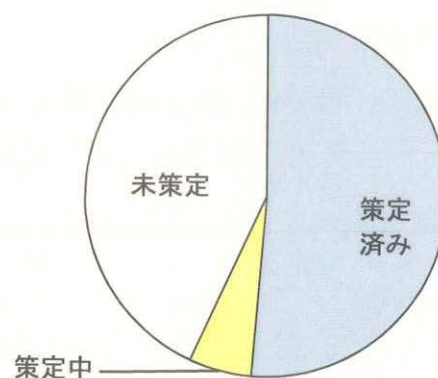


4 「事業場が定める基準」に係る事項（労働安全衛生法第66条の9（労働安全衛生規則第52条の8第2項第2号））

1月当たりの時間外・休日労働時間数が45時間を超える労働を行わせた事業場数	276	73.0%
---------------------------------------	-----	-------



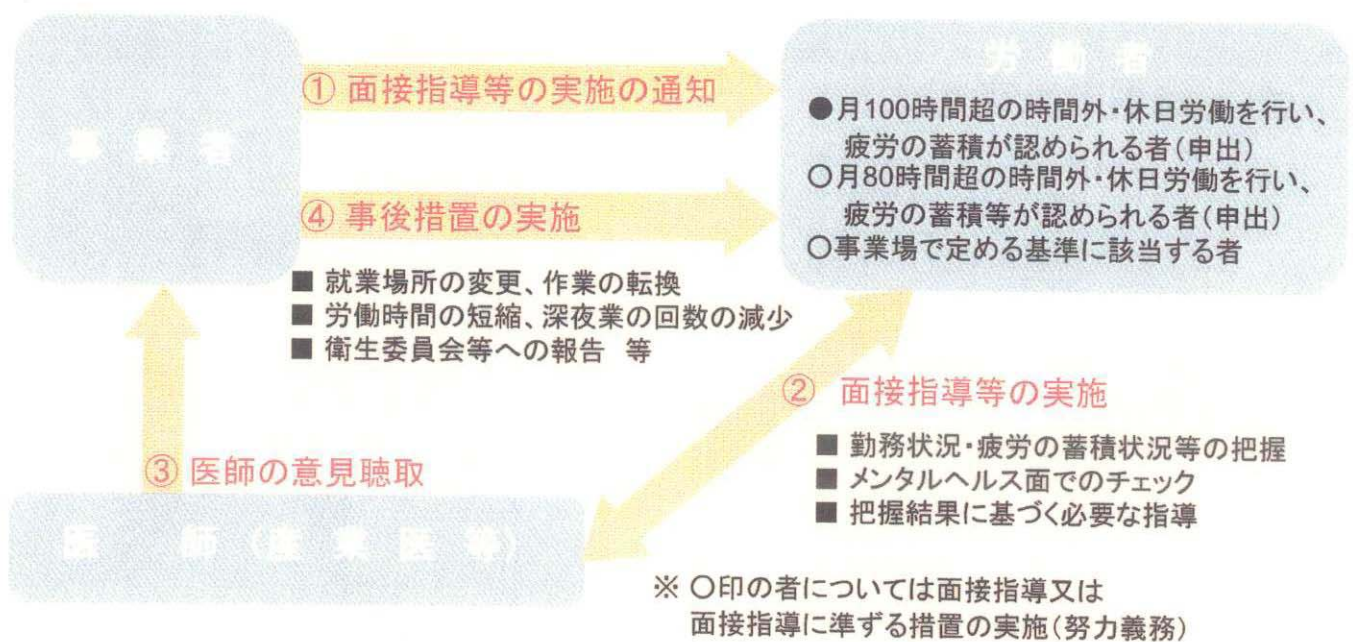
「事業場が定める基準」の策定状況（事業場数）	策定済み	194	51.3%
	策定中	21	5.6%
	未策定（不明を含む。）	163	43.1%



1 長時間労働者への面接指導制度の概要

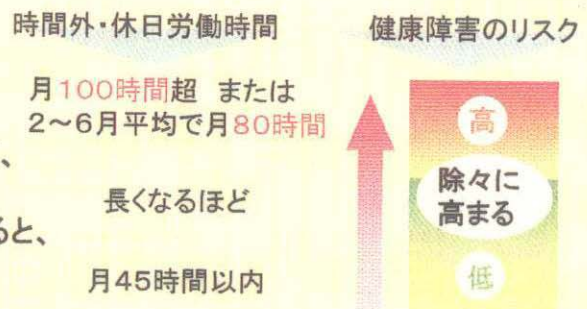
脳血管疾患及び虚血性心疾患等(以下「脳・心臓疾患」という。)の発症が長時間労働との関連性が強いとする医学的知見を踏まえ、**脳・心臓疾患の発症を予防**するため、長時間にわたる労働により疲労の蓄積した労働者に対し、事業者は医師による面接指導を行わなければならないこととされています。また、労災認定された自殺事案には長時間労働であったものも多いことから、この面接指導の際には、うつ病等のストレスが関係する精神疾患等の発症を予防するために、**メンタルヘルス面にも配慮**しましょう。

また、この面接指導の対象とならない労働者についても、脳・心臓疾患発症の予防的観点から、面接指導または面接指導に準じた必要な措置を講ずるように努めましょう。



時間外・休日労働時間と健康障害リスクとの関連について

長時間労働は、仕事による負荷を大きくするだけでなく、睡眠・休養の機会を減少させるので、疲労蓄積の重要な原因のひとつと考えられています。医学的知見を踏まえると、長時間労働と脳・心臓疾患の発症などの関連性は右の図のようになりますので参考にしてください。



- 1) 上の図は、労災補償に係る新しい脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。
- 2) 業務の過重性は、労働時間のみによって評価されるものではなく、就労様態の諸要因も含めて総合的に評価されるべきものです。
- 3) 「時間外・休日労働時間」とは、休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間のことです。
- 4) 2~6月平均で月80時間を超える時間外・休日労働とは、過去2か月間、3か月間、4か月間、5か月間、6か月間のいずれかの月平均の時間外・休日労働時間が80時間を超えるという意味です。

2 面接指導等の実施に係る流れ

衛生委員会等で調査審議【則第22条第9号】

- 長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること

時間外・休日労働時間の算定【則第52条の2第2項】
 (毎月1回以上、一定の期日を定めて行う)

時間外・休日労働時間
 1月当たり100時間超
 【則第52条の2第1項】

時間外・休日労働時間
 1月当たり80時間超
 【則第52条の8第2項】

事業場で
 定めた基準に該当
 【則第52条の8第2項】

労働者からの申出【則第52条の3第1項】
 (期日後概ね1月以内)【則第52条の3第2項】

労働者からの申出
 【則第52条の8第3項】

- 産業医は要件に該当する労働者に対し申出を行うよう勧奨【則第52条の3第4項】

医師による面接指導の実施
 【法第66条の8第1、2項】
 (申出後概ね1月以内)【則第52条の3第3項】

面接指導又は面接指導に準ずる
 措置の実施
 【法第66条の9、則第52条の8第1項】

- 医師が労働者の勤務の状況及び疲労の蓄積の状況その他の心身の状況について確認【則第52条の4】

医師からの意見聴取【法第66条の8第4項】
 (面接指導後概ね1月以内)【則第52条の7】

面接指導の結果の記録を作成【法第66条の8第3項】
 (5年間保存)【則第52条の6第1項】

- 労働者の疲労の蓄積の状況その他の心身の状況、聴取した医師の意見等を記載【則第52条の6第2項】

事後措置の実施【法第66条の8第5項】

- 就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少、衛生委員会等への報告等の措置

：義務

：努力義務

法：労働安全衛生法 則：労働安全衛生規則